

申告・納税と一緒に 日々の業務もデジタル化 しませんか？

— デジタル化すると こんないいこと —

オンライン化で
リモートワーク
に対応

データで保存
ペーパーレスで
すっきり

データ連携で
生産性向上

リアルタイムで
経営分析

— デジタル化の 強い味方 —

— クラウド会計ソフト —

- 事業所でも自宅でも、どこでもアクセス可能！
- 銀行口座やクレジットカードなどのデータを自動連携可能！
- 連携したデータは自動で仕訳可能！
- 税理士等とリアルタイムで経営状況が共有できる！

(注) 具体的なソフトについては、各ソフトウェア会社にお問い合わせください。

— デジタルインボイス —

- 標準化されたデータだから、相手方のシステムを問わず自動処理が可能！
- クラウド会計ソフトと連携すれば、自動で仕訳も可能！
- デジタル処理で、入力ミスも防げる！
- ペーパーレスですっきり！

(注) デジタルインボイスに対応したサービスについては、デジタルインボイス推進協議（EIPA）ホームページをご確認ください。

— 補助金も活用できます —

— IT導入補助金 —

- 中小企業・小規模事業者のみならずがITツール導入時にご活用いただける補助金です。
- インボイス枠（インボイス対応類型）なら、会計ソフト等に加え、PC等のハードウェア導入費用にも利用可能です。
- 安価なITツールの導入にも活用可能であり、小規模事業者の場合、導入費用の最大80%（中小企業の場合75%）補助されます。
- 詳しくはIT導入補助金事務局ホームページをご確認ください。

(注) 本内容はIT導入補助金2024の内容です。詳しくは、「サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト」をご確認ください。

詳しくは 国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」コーナー をご覧ください

上記のほか、年末調整の電子化や電子帳簿等保存制度など、デジタル化に役立つ施策・制度を紹介しています



申告・納税は e-Tax で手続きを！！

— e-Tax ってこんなに便利 —

24時間
いつでもどこでも
利用可能！

マイナポータル
連携で自動入力
手間いらず！

データで保存
ペーパーレスで
すっきり！

添付書類も
オンライン提出
郵送不要！

— こんな場面で こんなに便利 —

確定申告
(個人の方)

源泉徴収票
情報の自動入力

納付手続

納税証明書
の交付請求

- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、e-Taxで入力・送信すれば提出・提示が不要
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付

- 事業主の方が源泉徴収票のデータをe-Taxで提出すれば、従業員の方の確定申告の際に給与情報が自動で入力され、申告手続が簡単に

- キャッシュレス納付で、金融機関や税務署などの窓口に行かずに、PCやスマートフォンで納付すれば、現金や納付書が不要に

- 税務署の窓口に行かずにスマートフォンで納税証明書の交付請求から受取まで可能
- 納税証明書（PDF形式）は何度も使用でき、書面で何枚でも印刷可能

- 手数料がお得

※ 1税目1年度1枚あたり
e-Tax：370円 書面：400円

法人税の電子申告は

4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ
行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費
の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 XBRL形式・CSV形式
◇勘定科目内訳明細書 XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



新宿都税事務所からのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(月)までにお納めください。

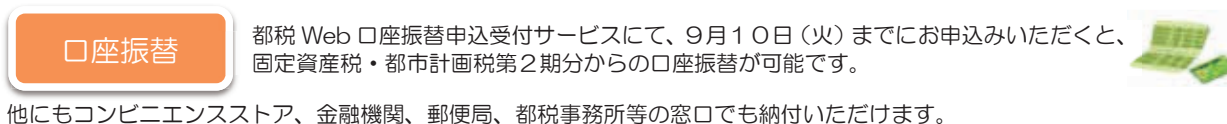
<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

おうちで今、納付できます!!



簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし!!



【お問合せ先】

- <課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- <納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税 など
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。
(不動産取得税を除く。)

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限(不動産取得税を除く。)までに、納税者ご本人からの申請が必要です。
被災された方は、区市町村(火災の場合は消防署)で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。
※不動産取得税・個人事業税については都税支所・支庁でも申請できます。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受けられる場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所・支庁までお問い合わせください。



東京都新宿都税事務所(相談広報担当)
新宿区西新宿7-5-8(03-3369-7151)



四谷法人会からのお知らせ

[四谷法人会主催]

令和6年度年末調整研修会の開催について

日 時 令和6年11月5日（火）午前10時～12時

令和6年11月5日（火）午後2時～4時

令和6年11月6日（水）午前10時～12時

場 所 新宿歴史博物館 2階講堂

新宿区四谷三栄町 12-16 ☎ 03-3359-2131

定 員 各70名

内容および講師

1. 年末調整のしかた 講師：四谷税務署法人課税第3部門 担当官

2. 法定調書の作成 講師：四谷税務署管理運営部門 担当官

3. 給与支払報告書の作成 講師：新宿区役所 担当官

その他

- ・お申込は多くの法人様に受講頂くため、1法人2名様までとさせていただきます。
- ・研修の内容は、3回とも同じ内容です。
- ・会場にて年末調整に係る用紙の配布はございません。

[四谷法人会主催]

税を考える週間特別講演会

「これからの日本経済はどうなるのか」

日 時 令和6年11月21日（木）午後2時30分～4時

場 所 新宿歴史博物館（新宿区四谷三栄町 12-16 ☎ 03-3359-2131）

講 師 経営アドバイザー・経済アナリスト 中原 圭介 氏

定 員 60名（先着順で締め切らせていただきます）

参加費 無 料

申 込 事務局へ FAX（3356-8197）にてお申込ください。

[予 告] 令和7年新年賀詞交歓会

日 時 令和7年1月30日（木）午後6時開会（受付開始午後5時30分）

会 場 アルカディア市ヶ谷 3階富士の間

千代田区九段北 4-2-25 ☎ 03-3261-9921

詳細が決まり次第ホームページに掲載し、会員の皆様には FAX でご案内します。

新入会員名簿 2024年6月～8月

支部	法 人 名	代 表 者	業 種
1	弁護士法人ピクシーダ	瓦林 道広	弁護士業
8	（有）寿開発	石川 満	不動産業

支部	法 人 名	代 表 者	業 種
13	MEDEL (株)	刈谷 もも	小売業

喜 業 訪 問

株式会社
つくば商事



代表取締役 日置 智己氏（旧本社前）

DATA BOX

株式会社 つくば商事
代表取締役 日置智己 氏
東京都新宿区神楽坂 5-9-1
Sun Place 神楽坂 1 階・2 階
TEL 03-3268-0201
FAX 03-3268-0893
<https://www.tsukuba-s.com/>
営業時間 9:00 ~ 18:00
定休日 日曜、祝日
免許番号 東京都 (16) 第 10993 号
創業 1967 年
業務内容
・不動産の取引仲介（賃貸・売買）
・不動産の管理
・不動産に関する総合的コンサルティング
・不動産（貸しビル・マンション）の開発・所有・賃貸
・損害保険の代理業務

大久保通り神楽坂下の交差点に長く店舗を構えられていた株式会社つくば商事。今年、新たに本社ビルを建設し、地元の不動産会社として更なる発展をめざす若き社長、日置智己さんにお話を伺いました。

●最初に会社の業務内容ですがホームページを拝見すると、不動産の取引仲介（賃貸・売買）・不動産の管理・不動産に関する総合的コンサルティング・不動産（貸しビル・マンション）の開発・所有・賃貸などですが、一番多いのはやはり不動産取引仲介になりますか。

そうですね。地元の不動産会社になりますよね。神楽坂通り沿いビルとかアパートとか神楽坂、飯田橋を中心に大体 1400 件ぐらいの部屋を管理しています。

●会社の歴史と社名についてお聞かせください。社名のつくば商事というのは茨城の方と関係があるのですか。

父の勝己（現会長）が 1967 年に創業し、2020 年に私が 3 代目の代表取締役就任しました。丸 57 年 58 期目になります。今年、本社ビルができるまでは、向かいの交差点の角と本多横丁にも店舗があったのですが、今はここに集約しています。

父は岐阜県出身です。あまり詳しくは聞いてないのですが、「西の富士、東の筑波」という言葉から筑波山のように地元の人に親しまれる企業にな

の中でも神楽坂に出してみたいという方はかなり多いのですが、新しいビルが建つというのはあんまりないもので需要の方が多いです。

テナントに関しては直接来社頂ける方が多く、今までの積み重ねでテナントのリーシングが決まっている状態です。

住宅に関しては不動産紹介サイトにも載せていますが、実際に住んでいる方や昔からある管理物件を引き続き守りながらオーナーさんに相続などが発生しても管理会社を変えられないように、関係性を構築するというのがうちのスタイルです。

●借主の方などの接客に対して大切にされていることはなんですか。

1 人 1 人丁寧に、店に来ていただいて何かプラスアルファを紹介できるものがあれば紹介しますという感じのことが多いですね。

今ではほとんど電話での問い合わせがスタートです。特にうちの会社みたいにならと老舗の不動産屋に若い人が飛び込みでなかなか入ってくれないので本社ビル建てたときは明るく、誰でも入りやすいような空気感っていうのを作りました。



りたいというところがあつたと思います。

●住宅、店舗、事務所というように、いろいろな不動産の分野があると思いますが、多いのは住宅ですか。

もちろん住宅もやりますが、トップは店舗で、一応得意とさせてもらっているのがテナントのリーシングです。特にこの坂上から坂下をメインの範囲内としています。

神楽坂の表通りは 30 年ぐらい前からどんどんビルになっていって、商店街で商店をされていた方がビルオーナーになって、そのままずっと来ているというものが多くですかね。1 階で自分の店で商売をされている方は、もうほとんどいなくなっています。神楽坂は、テレビなどでフォーカスされるようになってから賃料が爆発的に高くなりましたので、皆さん自分で商売するより、ビル経営にというふうになったのでしょね。

●飲食店だとコロナのときにだいぶ入れ替えがあつて、ご商売も忙しかつたのでは。

だいぶ入れ替わりはありましたね。特に空中階はかなり替わりました。ビルの入居率も一時的に下がったんですけど、結果的には去年ぐらいからほとんど埋まったのでそういう意味では仕事になったといえは仕事になったといえます。

今の神楽坂の人気は特に飲食店としてのポジションはかなり高く、23 区

●神楽坂の最近の状況を見てらっしゃって、まだ知られてないような穴場的なところとか、神楽坂の魅力をお教えください。

最近皆さん SNS とか見ているので本当に裏の方まで来られます。また、お店でそれぞれ情報発信されているので穴場的なところは難しいです。でも最近一番よく言われるのはアルパカの店。最初はびっくりしました。魅力は、やはり他の繁華街と違うのは治安がいいといというのがありますが、新宿、池袋、渋谷とかあの辺りと比べると、同じように美味しい店はいっぱいありつつ、でも住みやすいし、治安もいいっていうのが一番の魅力かなと思いますね。

●今後これから少しレトリリーを広げるとか、別のところでお店を開いてとかというようなお考えはありますか。

賃貸とか管理に関してはかなり手間が日々かかるものなので、他のエリアに今の人数で出ても価格競争にしかないなので、この周辺でできる限り減らさないように少しでも増やしつつ、展開できたならなとは思っています。

●この周辺でも特にそうでしょうけれども、これからは相続がらみの不動産の動きが増えてくるでしょうね。

そうですね。そういうときに管理物件とかもそうですけど、弁護士さんとか税理士さんと協力して、相続が始まる前から仲良くするという日々の関係性作りはやっぱり大事ですね。50 年前に買ってもらった物件を今、売らしてもらっているとかということも年に 1 件ぐらいはあるものですから、そういうことを最初に話してもらえようにしていきたいですね。建て替えの提案とかももちろんしますし、設計士さんやゼネコンさんとも親しいです。お客さんに紹介することもありますね。

●四谷法人会の青年部会で活動されていて、ご感想をお聞かせください。

地元で生まれ育ってないので、他の新宿・四谷エリアに関することって全然わからなかったのですが、法人会の皆さんは新宿や四谷で生まれ育っている人が多いので、昔の話とか、地域の人のつながりとか、そういう話が聞けるのはとてもメリットがあると思いました。

●ありがとうございました。

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！

四谷法人会に加入しませんか

公益社団法人四谷法人会とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。税務署の管轄地域ごとに440の単位法人会があり、都道府県単位の連合会として41都道県連で組織され、約75万社の企業が加入している団体です。

公益社団法人四谷法人会はその中の一つで、昭和24年に設立しました。現在約1,600社の企業が加入しています。下記の各事業に参加し、四谷法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き自らの視野を広げます。

四谷法人会では、幅広い分野の講演会を開催しています。

マスコミなどでおなじみの著名な講師を招いて、政治、経済、経営、芸能、健康、一般教養、スポーツ、文化など、様々な分野の講演会を開催しています。

四谷法人会ならではの税務研修会・講座や各種勉強会に参加できます。

企業活動にとって税は切り離せません。そのため、四谷法人会では、税務署担当官・税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会、簿記講座、申告書作成講座など様々な研修会・講座を開催し、企業の健全経営を支える税の知識や情報を、税務署や税理士とも協力しながら提供しています。

また、事業承継、経営対策など企業のニーズや時代にマッチした経営支援に活用できる各種研修会・セミナーを開催しています。

四谷法人会では税の情報や経営に役立つ小冊子を配布しています。

毎年の税制改正や法人税・相続税などを、わかりやすく解説した税のテキストや経済、経営、法律、労務などの重要テーマを取り上げた小冊子を会員の皆様に配布しています。

四谷法人会の福利厚生事業は独自の制度で優待・割引があります。

- ・経営者大型保障制度
経営者や従業員の病気、事故による死亡・高度障害・入院・通院等を国内外を問わず保障する法人会独自の制度です。
- ・ビジネスガード 「ハイパー任意労災」、「個人情報漏洩対策プラン」、「地震対策プラン」等があります。
- ・個人のための保障制度（法人会がん保険制度、法人会医療保険制度）
- ・貸倒保証制度（売上債権に対し一定部分を補償する保険）
- ・葬儀支援サービス
- ・生活習慣病検診 等

地域社会への貢献

東京都の「地域温暖化対策報告書」の提出や、新宿シティハーフマラソンに協賛するほか、皆様から供出いただいた未使用タオルを新宿区社会福祉協議会に寄贈するなど、地域活動にも取り組んでいます。



四谷法人会の会員交流事業

会員交流・異業種交流の場として活発に行われます。主なものに、楽しい抽選会もある「新年賀詞交歓会」、新入会員は無料招待の「ディナークルーズ」、「ボウリング大会」があります。

また、ゴルフ愛好家の方には、YGC（四谷法人ゴルフ会）が、年4回コンペを開催しています。



四谷法人会の支部

四谷法人会には地区ごとに区分けされた支部が24あります。また、それらを4つのブロックに分け、支部単位、ブロック単位の活動が行われています。会員は住所地によって該当の支部に所属します。



四谷法人会の部会

四谷法人会には、以下の部会があり、それぞれ独自の活動を行なっています。業種等条件に該当する希望者が加入します（一部の部会では別途年会費等が必要になります）。

- ・女性部会
女性経営者・経営幹部の集まりです。小学生を対象に税金体験教室・絵はがきコンクール等、幅広く活動しています。フラダンス・俳句のサークル活動も活発です。
- ・青年部会
将来を担う経営幹部の研鑽の場として、活発な活動を続けています。管内の小学生・中学生を対象に租税教育用下敷の無償配布を永年続けています。
- ・源泉部会
源泉所得税に関する実務者研鑽の部会で、源泉所得税の研修会はもちろん、それ以外の研修会・勉強会も開催しています。
- ・ビルマンション経営者部会
不動産賃貸事業者が集まり、業種部会の特色を活かした研修を行なっています。
- ・印刷製本関連部会
地場産業である印刷・製本関連業者の集まり。研修会・懇親会を開催しています。
- ・クリーニング部会
クリーニング業者の集まり。研修会・懇親会を開催しています。



四谷法人会の会費

資本金	会費月額		会費月額
500万円以下	1,000円	支店・営業所・協同組合・公益法人・独立行政法人	1,000円
1,000万円以下	1,500円		
5,000万円以下	2,500円	賛助会員 (法人会の事業を賛助するために入会した法人・個人)	1,000円
1億円以下	4,000円		
1億円超	8,000円		

入会のお申込み・お問合せは、四谷法人会事務局へ

☎ 03-3351-2334 FAX 03-3356-8197

● URL <http://www.yotsuya-houjinkai.or.jp> ●